

島根労働局第14次労働災害防止計画

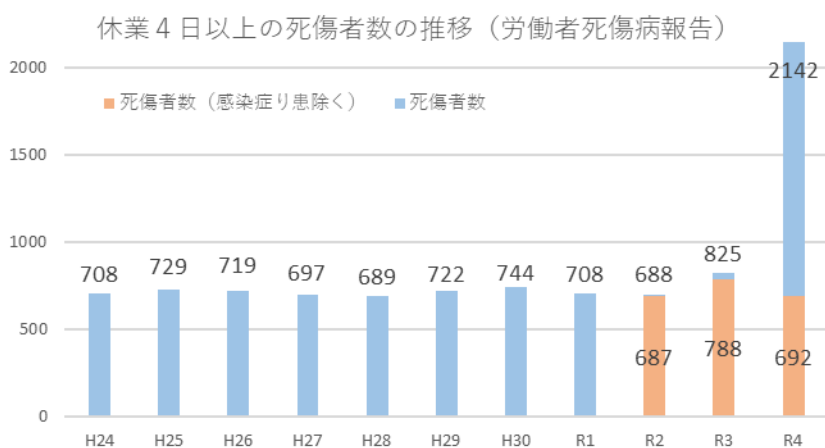
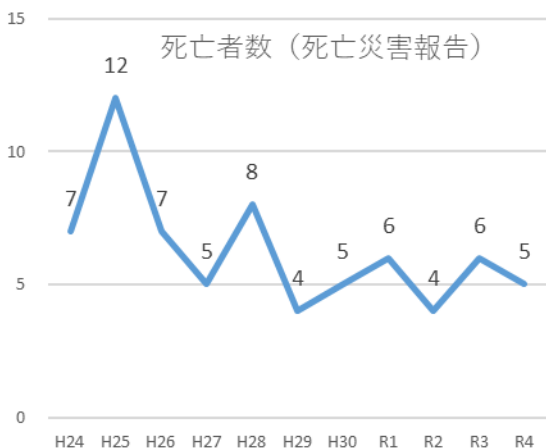
島根労働局は、県内の、高年齢労働者等による転倒・腰痛防止、相次ぐ死亡災害撲滅に向け、「島根労働局第14次労働災害防止計画」を策定しました。この計画は、労働災害防止・安全で健康な職場環境実現に向け、令和5～9年度の5か年にわたり島根労働局や事業者等が目指すアウトプット指標・アウトカム指標や重点的に取り組む事項を定めたものです。

計画の背景

島根労働局第13次労働災害防止計画では、死亡者数の減少目標を達成しましたが、死亡災害撲滅に至らず、感染症の影響を踏まえると死傷者数も減少したものの、減少目標は未達成となりました。

背景には、以下のような影響が考えられます。

- ・ 中小事業者や第三次産業における安全衛生対策の取組遅れや、60歳以上の労働者の割合が増加
- ・ 中高年齢の女性をはじめとして労働者の作業行動に伴う転倒等の労働災害が全体の約3割(28%)



こうした背景を踏まえ、「島根労働局第14次労働災害防止計画」では

- ・ 死亡災害の撲滅を目標に、死亡者数を前5年比5%以上減少させ、年平均4人以下とする。
 - ・ 死傷災害の増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数を2022年と比較して2027年までに減少させる。
- を目指し、8つの重点項目、アウトプット・アウトカム指標を定め、令和5年度から9年度の5年間にわたり、労働局や事業者が実施すべき各種取組を定めました。

アウトプット指標例

- ・ 転倒災害防止に物理的対策・身体的要素を考慮した対策両面から取り組む事業場割合を、R9までに50%以上又は10%増加
- ・ 墜落・転落災害防止を含めたリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場割合を、R9までに85%以上又は10%増加
- ・ メンタル対策に取り組む事業者割合を、R9までに80%以上又は10%増加
- ・ 暑さ指数を把握・活用する事業場割合を、R9までに増加

アウトカム指標例

- ・ 増加見込みの50・60代・70歳以上の転倒災害を、労働者増を勘案して2027年まで道路貨物運送業の死傷者数を5%以上減少
- ・ 建設業の死亡者数を、15%以上減少
- ・ 製造業のはさまれ・巻き込まれによる死傷者数を、5%以上減少
- ・ 林業の死亡者を発生させない
- ・ 熱中症による死傷者数を減少させる

8つの重点項目

- ・ 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- ・ 特にな中高年齢の女性を中心とした労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- ・ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- ・ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- ・ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- ・ 業種別の労働災害防止対策の推進
- ・ 労働者の健康確保対策の推進
- ・ 化学物質等による健康障害防止対策の推進

14次防計画の8つの重点項目

1. 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

- 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価されるよう安全衛生対策の取組を見える化する制度や導入する事業場の周知。
- 労働者死傷病報告に係る報告者の負担軽減や報告内容の適正化、統計処理の効率化等の一層の推進。
- 健康診断結果を活用した労働者の健康保持増進の取組を推進するための、関係機関等と連携した「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」や「コーポヘルス」に関する取組の推進。



2. 特に中高年齢の女性を中心とした労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- 転倒や腰痛を含む行動災害防止に係るしなね+Safe協議会や関係機関との連携。
- 島根県内の好事例収集・展開や事業場への指導・支援等を通じた積極的な周知啓発。
- 冬季における積雪・凍結による転倒災害防止対策に係る関係機関と連携した周知。
- 中高年齢の女性労働者に多い転倒災害の発生状況や第三次産業の業界の実態に即した基本的労働災害防止対策の啓発ツールや、アプリ、動画等を活用した安全衛生教育ツールの周知。
- 「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」における検討を踏まえた必要な転倒防止対策の取組を推進。



- ◆ 物理的・身体的要素の両面から転倒防止に取り組む事業場割合、50%以上又は10%増
- ◆ ノーリフトケアを導入した医療保健業・社会福祉施設の事業場割合増加

- ◆ 50歳以上の転倒を、労働者数増加を勘案して2027年までに各年代男女とも減少
- ◆ 転倒による平均休業見込日数を、2027年までに40日以下
- ◆ 社会福祉施設の腰痛発生件数を、2027年までに減少

3. 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」の周知啓発



ガイドラインの取組実施事業場の割合、50%以上、又は10%増

60歳以上の労働災害を、労働者数増加を勘案して2027年までに各年代男女とも減少

4. 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- テレワークや副業兼業を行う労働者の健康確保のための「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」や「副業・兼業の促進に関するガイドライン」の周知。
- 障害のある労働者の就業上の配慮の必要性の周知。
- 技能実習生を始めとした外国人労働者への効率的・効果的な安全衛生教育のための手法の周知。



母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を、2027年までに50%以上、又は2023年時点の状況と比較して10%増加

外国人労働者の死傷者数を、その労働者数の増加を勘案した上で、2022年と比較して2027年までに減少

5. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

令和5年4月から、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の者への、労働者と同等の有害物質等による健康障害防止措置の義務化についての事業者への周知。



8. 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- 化学物質の自律的管理に係る関係法令の指導やクリエイト・シンプル（簡易リスクアセスメントツール）をはじめとした関係情報の周知。
- 建築物等の解体等に係る石綿関係法令指導及び石綿ばく露防止対策の推進。
- 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進。
- 「職場における熱中症予防基本対策要綱」の周知・指導。
- 「騒音障害防止のためのガイドライン」の周知・指導。



- ◆ 危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行い、その結果に基づく措置を講じている事業場の割合を、2027年までに80%以上、又は2023年時点の状況と比較して10%増加
- ◆ 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を、2023年と比較して2027年までに増加させる。

- ◆ 第14次労働災害防止計画期間中の化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の死傷者数を、第13次労働災害防止計画期間中と比較して5%以上減少
- ◆ 第14次労働災害防止計画期間中の熱中症による死傷者数を、第13次労働災害防止計画期間中と比較して減少

アウトプット アウトカム

6. 業種別の労働災害防止対策の推進

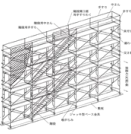
【道路貨物運送業対策】

- 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を踏まえたトラックからの荷の積み卸し作業に係る墜落・転落防止対策の指導の徹底。



【建設業対策】

- 「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合報告書」等を踏まえた墜落・転落災害防止対策の充実強化。
- 「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「騒音・障害防止のためのガイドライン」の周知・指導。



【製造業対策】

- 機械等に起因する、はさまれ・巻き込まれによる労働災害を発生させた事業場への原因究明、再発防止や機械設備の本質安全化等についての指導の徹底。

【林業対策】

- 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関する安全ガイドライン」、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」等を踏まえた安全対策の推進。

- ◆ 荷主等との連携に関する措置を実施する道路貨物運送業の事業場の割合を、2027年までに45%以上、又は2023年時点の状況と比較して10%増加
- ◆ 墜落・転落災害の防止を含め、リスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を、2027年までに85%以上、又は2023年時点の状況と比較して10%増加
- ◆ はさまれ・巻き込まれによる労働災害の防止を含め、リスクアセスメントに取り組む製造業の事業場の割合を、2027年までに60%以上、又は2023年時点の状況と比較して10%増加
- ◆ 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を、2027年までに50%以上、又は2023年時点の状況と比較して10%増加

- ◆ 道路貨物運送業における死傷者数を、2022年と比較して2027年までに5%以上減少
- ◆ 第14次労働災害防止計画期間中の建設業における死亡者数を、第13次労働災害防止計画期間中と比較して、15%以上減少
- ◆ 製造業におけるはさまれ・巻き込まれの死傷者数を、2022年と比較して2027年までに5%以上減少
- ◆ 第14次労働災害防止計画期間中の林業における死亡者を発生させない

7. 労働者の健康確保対策の推進

- 島根産業保健総合支援センター等を通じたメンタルヘルス対策の取組の支援の実施。
- ストレスチェック制度の活用周知。
- 健康経営の視点を含めたメンタルヘルス対策、産業保健活動の重要性に関する意識啓発。
- 職場におけるハラスメント防止対策の周知及び対策の徹底。
- 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づく長時間労働の削減のための取組を基本とした取組の推進。
- 島根県地域両立支援推進チームの活動を通じた「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」等の周知啓発や、両立支援コーディネーターの更なる活用を推進。



- ◆ メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を、2027年までに80%以上、又は2023年時点の状況と比較して10%増加
- ◆ 使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を、2027年までに50%以上、又は2023年時点の状況と比較して10%増加
- ◆ 各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を、2027年までに80%以上、又は2023年時点の状況と比較して10%増加
- ◆ 企業における年次有給休暇の取得や勤務時間インターバル制度の導入を推進。

（島根県内の指標化が困難なため、厚生労働省指標の達成状況を確認する。）